

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における取組の方向性について

■ 計画の策定プロセス



■ 第8期計画への反映（記載）イメージ（案）

総合計画・本計画における2つの展開方向

- I 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。
- II 福祉サービスの充実と、地域の支え合いや相談支援の基盤づくりを進めます。

2025年に向けた7つの基本目標

- 1 高齢者の尊厳の確保と権利擁護
- 2 健康づくりと介護予防の推進
- 3 高齢者の状態やニーズに応じた生活支援サービスの充実
- 4 多様な専門機関や団体による支援体制の構築
- 5 助け合い、支え合いの推進
- 6 生きがいづくり、社会参加の促進
- 7 高齢者・介護者を支える介護保険サービスの充実と適切な運営

基本目標



現状



取組の方向性



統計・アンケート結果等で本市の現状を説明

1 高齢者の尊厳の確保と権利擁護

- 介護者が不安に感じる介護の内容として「認知症状への対応」は22.2%（○支11.2%○軽33.2%○重20.9%）
- 認知症に関する相談窓口は約7割が知らない状況（○支79.6%○介72.9%）
- 本市の認知症高齢者等※は14,071人

- 成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワーク機能の強化を図ります
- 認知症の更なる普及啓発に取り組みます

第7期計画の評価結果を踏まえ、これまでの取組に対する方向性を記載（点検評価シート「今後の方向性」の記載がベース）

2 健康づくりと介護予防の推進

- 「いきいき百歳体操」は、後期高齢者を中心に150団体、3,540人が実践
- 約8割が介護予防に「関心あり」
- 生きがいを感している人は介護状態が重くなるにつれて低くなる（○未72.9%○支58.6%○介44.5%）
- 健康と答えた人は未認定者で8割、要支援者で4割
- 幸福度は生きがいのある人や健康な人ほど幸福度は高い

- 薬局、スーパーと協力し、健康体操の情報などを目に留まりやすくします

- 保健事業と介護予防の一体的実施に向け、検討を進めます

国の基本指針に対する取組の方向性（次ページ以降）を記載

～基本目標7まで

※認知症高齢者等は、認定調査結果において認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上と判定された人

■ 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の国基本指針(案)と本市の現状等

<p>国の基本指針（8期においてのポイント※） ※基本指針に新たに追記されたもの</p>	<p>左記に対する本市の現状と方向性の案</p>
<p>1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備</p>	
<p>○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定</p>	<p>現時点の推計においては、高齢者数が2040年頃にピークを迎える一方、75歳以上人口は2030年頃、サービス需要の高い85歳以上人口は2035年頃にピークを迎えるため、<u>人口のピークアウトを見据えた施設整備の目標を策定する必要があると考えます。</u></p>
<p>2 地域共生社会の実現</p>	
<p>○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組</p>	<p>「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超え、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくためには、自らが人や社会とつながることが重要であることから、<u>高齢者の就労も含め、多様に人や社会とつながり、それが継続できるような支援について検討していく必要があると考えます。</u></p> <p>また、高齢者自らが人や社会とつながることは、介護予防やフレイル予防に寄与することが期待され、言い換えれば、<u>介護予防やフレイル予防は、地域共生社会の実現において不可欠であるとも考えられることから、介護予防やフレイル予防の取組も推進していく必要があると考えます。</u></p>
<p>3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）</p>	
<p>○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」</p>	<p>各種事業評価やリハビリテーション専門職との協働、事業間の連携については既に取り組んでいるため、<u>引き続きこれらをもとに一般介護予防事業の推進を図ります。</u></p>
<p>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</p>	<p><u>一体的実施に向けた推進体制や高齢者に対する個別支援、通いの場等への積極的な関与等の事業内容について、ヘルスアップ尼崎戦略会議等において、検討を進めます。</u></p>
<p>○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等が挙げられる。</p>	<p>アンケート調査結果（<u>㊦</u>）では、「健康と感じている（<u>就労者：89.1%、非就労者：76.6%</u>）」、「生きがいを感じている（<u>就労者：81.3%、非就労者：</u></p>

<p>国の基本指針（8期におけるポイント※） ※基本指針に新たに追加されたもの</p>	<p>左記に対する本市の現状と方向性の案</p>
	<p>72.9%)」、「幸せを感じている（就労者：69.4%、非就労者：59.8%）」という結果となりました。 「健康だから就労できている」、といった相関であることも考えられますが、<u>就労高齢者が中間就労的な職業訓練を実施する場づくり等を検討する必要があると考えます。</u></p>
<p>○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定</p>	<p>要介護になっても総合事業のサービス提供を希望される方に、<u>継続して総合事業をお使いいただく点については、秋頃に国から示される弾力化の方針等を踏まえ、検討を進めます。</u></p>
<p>○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進（一般会計による介護予防等に資する独自事業等）</p>	<p><u>一般介護予防事業や認知症対策の取組状況を踏まえ、保険者機能強化推進交付金の活用方法について、一般会計予算への充当も含めて検討を進めます。</u></p>
<p>○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえる</p>	<p>看取りや地域における認知症の方への対応力強化など、既に様々な観点を踏まえて取組を実施しているところであり、<u>引き続き医療・介護連携の推進を図ります。</u></p>
<p>○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に。</p>	<p>リハビリテーション事業所数や利用率などの指標の活用方法等については、<u>8月下旬に示される予定の手引きを参考に検討を進めます。</u></p>
<p>○PDCA サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備</p>	<p><u>地域包括ケア見える化システム等を用いて地域分析等を行います。</u></p>
<p>4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化</p>	
<p>○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を把握</p>	<p>住宅部局（住宅政策課）と適宜情報の共有を行っており、設置状況については把握しているところであり、<u>引き続き情報把握等を行います。</u></p>
<p>○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定</p>	<p>特養待機者の解消に向けては、<u>有料老人ホームやサ高住など多様な住まいの状況も勘案し、特養のみならず、これら高齢者住まいも含めた中で総合的に整備目標を立て、特養待機者の解消を図っていく必要があると考えます。</u></p>
<p>5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進</p>	
<p>○認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができ</p>	<p>アンケート調査結果では、介護者が不安に感じる介護の内容として「<u>認知症状への対応</u>」は 22.2%（<u>㊦</u>）</p>

<p>国の基本指針（8期におけるポイント※） ※基本指針に新たに追加されたもの</p>	<p>左記に対する本市の現状と方向性の案</p>
<p>る社会の実現を目指すための5つの柱（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等）</p>	<p>11.2% (⊖) 33.2% (⊕) 20.9%)、認知症に関する相談窓口は約7割が知らない状況（⊖ 79.6% (⊕) 72.9%）です。</p>
<p>○教育等他の分野との連携</p>	<p>こうした状況を踏まえ、これまで取り組んでいる事業を軸に、更なる普及啓発や介護者への支援などを深化させるために、認知症施策推進会議での協議を進め、ブラッシュアップ等していく必要があると考えます。</p>
<p>6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化</p>	
<p>○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保</p>	<p>介護人材実態調査において、専門職の配置状況（不足している実感）を調査中。調査結果を踏まえ、必要な取組について検討します。</p> <p>また、外国人労働者の雇用についても調査結果等により活用に向けて課題となっていることの把握等を行い、必要な取組について検討します。</p>
<p>○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場の革新</p>	<p>介護ロボットやICT化については、国の補助金を活用して事業者への支援を行います。</p> <p>元気高齢者の参入については、事業者が高齢者の有償ボランティアの受け入れに対する考え方を介護人材実態調査において確認中であり、その結果を踏まえ、必要な取組について検討します。</p>
<p>○総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等が挙げられる。</p>	<p>県の基金事業としての各種取組について、介護人材実態調査や他市の取組効果等を参考に必要性等を検証していく必要があると考えます。</p>
<p>○要介護認定を行う体制の計画的な整備</p>	<p>遅滞なく認定審査会を実施しているところであり、引き続き体制の維持に努めます。</p>
<p>○文書負担軽減に向けた具体的な取組</p>	<p>介護保険法上及び老人福祉法上の個々の申請様式、添付書類や手続きに関する簡素化に取り組んでいるところであり、引き続き必要な取組について適切に実施します。</p>
<p>7 災害や感染症対策に係る体制整備</p>	
<p>○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備え</p>	<p>事業者による施設での訓練実施や災害計画の策定等の推進等を図るため、県とも連携する中で、必要な取組について検討を進めます。</p> <p>また、感染症に対しても、日頃からの感染拡大防止策</p>

<p>国の基本指針（8期におけるポイント※） ※基本指針に新たに追記されたもの</p>	<p>左記に対する本市の現状と方向性の案</p>
	<p><u>の実施や備蓄等の備え、感染発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等について、県とも連携する中で、必要な取組について検討を進めます。</u></p>

<p>国の基本指針 (その他：計画の基本的記載事項に関するもの)</p>	<p>本市の現状と方向性の案</p>
<p>1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付対象サービスの量の見込み 3 地域支援事業の量の見込み</p>	
<p>○日常生活圏域の設定や各年度の介護給付対象サービス、地域支援事業の量の見込みを行うこと</p>	<p>現在、2040年までの自然体推計を行ったところ（資料3）。今後、第8期計画の取組の方向性に沿ってより分析を加える中で量の見込みを行い、日常生活圏域の設定とあわせて計画に記載していく予定です。</p>
<p>4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定</p>	
<p>○被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定を行うこと</p>	<p>第7期計画においては、「生きがいを持つ高齢者の割合」や「自分が健康であると感じている高齢者の割合」の上昇を目標に設定、7期の重点取組の（1）において、リハビリテーション専門職等との協働による介護予防の推進等に取り組むこととしました。 第8期においても「生きがいを持つ高齢者の割合」や「自分が健康であると感じている高齢者の割合」の上昇を目標に設定し、フレイルチェックの機会の充実や介護予防に資する取組の周知啓発などに取り組むと考えています。</p>
<p>○介護給付の適正化への取組及び目標設定を行うこと</p>	<p>第7期においては、要介護認定審査会の合議体ごとの判定データ比較や合議体間で委員の入れ替えを行うなど平準化を図り、また、利用者の自立支援に資するケアプランであるか否かの点検については、増加傾向にある有料老人ホーム等の入居者に焦点を当てて実施を行いました。 第8期計画においても主要5事業（①要介護認定の</p>

<p>国の基本指針 (その他：計画の基本的記載事項に関するもの)</p>	<p>本市の現状と方向性の案</p>
	<p><u>適正化 ②ケアプラン点検 ③住宅改修等の点検 ④医療情報との突合 ⑤介護給付費通知) の適切な実施に取り組み、地域の医療・介護の状況を正確に把握し、医療・介護分野の調査分析、研究を促進し、質の高いサービス提供体制の構築を図っていく予定です。</u></p>